

自家用電気工作物設置事業所の皆様へ

平成 29 年 7 月
群馬県環境森林部廃棄物・リサイクル課

1 ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処分期間について

PCB 廃棄物はポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB 特別措置法）並びに国の基本計画により、処分期間が定められています。群馬県内の PCB 廃棄物の処分期間と処理施設は以下のとおりです。

区分	廃棄物の種類	処分期間	処理施設
高濃度 PCB 廃棄物 (PCB 濃度 5,000mg/kg を超えるもの)	トランス・コンデンサー類	平成 34 年 3 月 31 日まで	中間貯蔵・環境安全事業 株式会社 (JESCO) 北海道 PCB 処理事業所
	安定器・汚染物等	平成 35 年 3 月 31 日まで	
低濃度 PCB 廃棄物 (PCB 濃度 5,000mg/kg 以下のもの)	微量の PCB を含む電気機 器等	平成 39 年 3 月 31 日まで	無害化処理認定施設 都道府県知事等許可施設

・ PCB 含有不明のトランス・コンデンサー類を保有している場合
製造メーカーへ問い合わせをしても PCB が含まれていないことが確認できないトランス・コンデンサー類は、PCB 濃度分析を実施し、PCB 含有の有無を確認してください。

2 高濃度 PCB 使用製品について

高濃度 PCB 使用製品についても上記処分期間内に廃棄及び処分することが義務付けられています。機器の入替等が必要な場合もありますので、計画的に高濃度 PCB 使用製品の使用をやめて、処分期間内に処分を行ってください。

3 中間貯蔵・環境安全事業株式会社 (JESCO) への登録 (※) について

(※高濃度 PCB を使用した機器を保有している事業者のみ)

群馬県内の高濃度 PCB を使用したトランス・コンデンサー・安定器等の処分は JESCO 北海道 PCB 処理事業所で処理されます。処分するためには、事前登録が必要です。処分には一定の期間を要するため、早めの登録を行ってください。

4 PCB 廃棄物の処理費用等に対する支援について

(1) 処理料金の軽減措置

高濃度 PCB 廃棄物を中小企業者等が処分する場合、その処理料金が軽減される措置があります。一定の条件を満たす、中小企業者、中小企業団体等の法人にあっては 70%、個人にあっては 95%が軽減されます。詳しくは、JESCO へお問い合わせください。

電話番号：03-5765-1935 ホームページ：<http://www.jesconet.co.jp/>

(2) ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理資金（群馬県環境生活保全創造資金融資）

群馬県では、県内の中小企業者等を対象に、PCB 廃棄物の収集運搬、処理及び代替機器設置の費用を対象とした融資制度を設けています。（概要 限度額 5,000 万円・利率 1.7%/年以内・期間 7 年以内）

着手前に事前審査が必要です。詳しくは、群馬県廃棄物・リサイクル課へお問い合わせください。

電話番号：027-226-2824 ホームページ：<http://www.gunma-sanpai.jp/gp15/index.htm>

5 PCB 特別措置法に基づく届出について

保管及び処分の状況の届出 【毎年6月末までに届出】	保管事業所変更の届出 【変更から10日以内に届出】	全処分・全廃棄の届出 【全てのPCB廃棄物を自ら処分し、又は処分を委託した日から20日以内に届出、高濃度PCB使用製品の廃棄を終えた日から20日以内に届出】
PCB 廃棄物を保管している事業者は、保管・処分の状況について毎年届出を行わなければなりません。	社内での一括管理や営業所廃止等のため、PCB 廃棄物の保管場所を変更したときは届出が必要です。	全てのPCB 廃棄物を自ら処分し、又は処分を委託したときは届出が必要です。また、同様に全ての高濃度PCB 使用製品の廃棄を終えたときも届出が必要です。

6 届出書の提出先及び問い合わせ

事業所の所在地を管轄する環境(森林)事務所までお願いします。

事務所名	電話番号	管轄区域
中部環境事務所	027-219-2021	伊勢崎市、渋川市、玉村町、榛東村、吉岡町
西部環境森林事務所	027-323-5530	藤岡市、富岡市、安中市、神流町、上野村、下仁田町、南牧村、甘楽町
吾妻環境森林事務所	0279-75-4611	中之条町、東吾妻町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村
利根沼田環境森林事務所	0278-22-4481	沼田市、片品村、川場村、みなかみ町、昭和村
東部環境事務所	0276-31-2517	桐生市、太田市、館林市、みどり市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町

7 PCB 廃棄物に関して注意が必要な事項

PCB 廃棄物の保管	特別管理産業廃棄物管理責任者の設置	譲渡し及び譲受けの制限
PCB 廃棄物の保管は、廃棄物処理法に基づく「 特別管理産業廃棄物保管基準 」に従わなければなりません。	PCB 廃棄物の処理に関する業務を適正に行わせるために、事業場ごとに廃棄物処理法に基づく「 特別管理産業廃棄物管理責任者 」を設置しなければなりません。	PCB 廃棄物の譲り渡し、譲り受けは PCB 特別措置法により原則禁止されています。

PCB 廃棄物の保管基準について：<http://www.gunma-sanpai.jp/gp15/008.htm>

特別管理産業廃棄物管理責任者について：<http://www.gunma-sanpai.jp/gp02/003.htm>

この内容に関する問い合わせは下記までお願いします。

群馬県環境森林部廃棄物・リサイクル課 027-226-2824

PCB 特別措置法の届出に関する問い合わせは、管轄の環境(森林)事務所をお願いします。

群馬県産業廃棄物情報 <http://www.gunma-sanpai.jp>